

物価高騰への支援として、給付金を支給します

定額減税しきれないと見込まれる方へ

定額減税補足給付金(調整給付)

新たに住民税非課税・均等割のみ
課税となった世帯へ

物価高騰支援給付金
(子育て世帯には加算があります)

問い合わせ

- ▶ 給付金の制度や手続きに関すること 国物価高騰支援給付金等コールセンター(福祉政策課内) ☎481-7744 [平日 9:00~17:00]
- ▶ 定額減税や推計所得税額・住民税額に関すること 国市民税課 ☎443-2031、2032、2033 [平日 8:30~17:15]

※詳細は、市ホームページ(☎1014311)をご覧ください。

定額減税しきれないと見込まれる方へ

定額減税補足給付金(調整給付)について

6月以降、納税者本人および扶養親族(配偶者を含む)1人につき、4万円(令和6年分の所得税から3万円・令和6年度の住民税(所得割)から1万円)の「定額減税」があります。

その際、所得税や住民税(所得割)の納税額が定額減税可能な額を下回るため、定額減税しきれないと見込まれる方に対し、給付金を支給します。

「定額減税」の詳細はこちら



国税庁
(所得税)



総務省
(住民税)

対象者(個人単位で給付)

- 令和6年1月1日時点で市に住所がある方(住民票がなくても市から住民税を課税されている方を含む)
- 令和5年分の所得税^[※1]または令和6年度の住民税(所得割)の少なくとも一方が課税されており、定額減税しきれない額が生じる見込みがある方

※ただし、納税者本人の合計所得金額が1,805万円を超え、定額減税の対象にならない場合は対象外です。

[※1]…令和6年分の所得税額は年内に確定しないため、住民税課税資料から把握した令和5年分所得税額を基に算出しています。確定後、給付金額に不足が生じた場合は、令和7年度に差額分が支給される予定です。

給付額(定額減税しきれないと見込まれる額)の算出方法

①所得税分控除不足額(所得税分の定額減税しきれないと見込まれる額)を算出

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{定額減税可能額} \\ \hline 3\text{万円} \times (\text{本人} + \text{扶養親族数}^{[※2]}) \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{令和6年分推計所得税額} \\ \hline \text{令和5年分所得税額(実績)}^{[※1]} \\ \hline \end{array} = \text{① 所得税分控除不足額} \\ \text{0以下になる場合は0円}$$

②住民税(所得割)分控除不足額(住民税(所得割)分の定額減税しきれないと見込まれる額)を算出

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{定額減税可能額} \\ \hline 1\text{万円} \times (\text{本人} + \text{扶養親族数}^{[※2]}) \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{令和6年度分住民税} \\ \hline \text{所得割額} \\ \hline (\text{減税前}) \\ \hline \end{array} = \text{② 住民税(所得割)分控除不足額} \\ \text{0以下になる場合は0円}$$

$$\text{①} + \text{②} = \text{給付額} \quad (\text{1万円単位で切り上げ})$$

[※2]…「扶養親族数」とは、控除対象配偶者、16歳未満の扶養親族を含みます(国内居住者に限ります)。

❗ 振り込め詐欺や、個人情報聞き出そうとする給付金詐欺に注意してください。

給付金を受給するためには、申請が必要です

支給の可能性のある方へ、確認書を7月末から順次発送します(一部、確認書を送らない子育て世帯あり)

申請期限

郵送…10月31日(木)(必着)
オンライン…10月18日(金)

※10月に生まれた児童に対する申請は、
11月15日(金)(必着)まで。

支給時期

市が確認書またはオンライン申請を
受理した日から、おおむね1カ月後

※口座へ振り込みます。書類不備などにより遅れる
場合があります。

申請方法

郵送かオンラインのどちらか一方で申請してください

郵送 確認書に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、同封の返信用封筒で返送してください。

オンライン マイナンバーカードを所有しており、公金受取口座(本人名義)へ振込を希望される方は、スマートフォンなどを使用して申請できます(一部例外あり)。市から発送する案内に申請方法を記載しています。

新たに住民税非課税・均等割のみ課税となった世帯へ 物価高騰支援給付金について

(1) 令和6年度に新たに住民税非課税・均等割のみ課税となった世帯(10万円)

対象世帯

●基準日(令和6年6月3日)時点で富山市に住民登録されている世帯

●世帯全員が令和6年度の住民税(所得割)が課税されていない世帯

※令和6年度の住民税とは、令和5年1月から12月までの収入(所得)に基づき、課税される税金です。

※ただし、次の世帯は対象になりません。

- ・令和5年度の物価高騰支援給付金(住民税非課税世帯7万円・均等割のみ課税世帯10万円)の支給対象になった世帯、当該世帯の世帯主だった者を含む世帯(他市区町村で対象だった世帯を含む)
- ・住民税(均等割)が課税されている方の扶養親族のみの世帯(令和5年中に親に扶養されていた単身の大学生、子や配偶者などに扶養されていた方、事業専従者 など)
- ・転入した方で、他市区町村で同様の給付金を受けた世帯



©TOYAMACITY/DLE

(2) 子育て世帯への加算(児童1人あたり5万円)

対象世帯

●(1)のうち、18歳以下(平成18年4月2日以降生まれ)の児童がいる世帯

※給付金の受給者は、原則、世帯主となります。

次の世帯は申請することで給付の対象となる場合があります(市から確認書は送付されません)

対象世帯

- ・基準日(令和6年6月3日)の翌日以降に生まれた児童がいる
- ・単身で寮にいるなど、別居だが生計が同一である児童がいる

申請方法

申請書と必要書類を郵送または直接、福祉政策課(〒930-8510 新桜町7-38:市役所3階)へ。
※申請書は福祉政策課(市役所3階)にあるほか、市ホームページ(☎1015599)からダウンロードできます。

(1)(2)の対象世帯のほか、次の方も、対象となる場合があります。詳細は、コールセンターへ問い合わせてください。

- ・配偶者からの暴力による避難や離婚協議中の別居など、事情により現在住んでいる市内の住所に住民票を異動できない方
- ・基準日(令和6年6月3日)の翌日以降に離婚し児童を養育している方
- ・修正申告などにより令和6年度住民税が非課税または均等割のみ課税となった方

支給後に対象外と判明した場合は、給付金を返還していただきます。支給要件をよく確認してください。